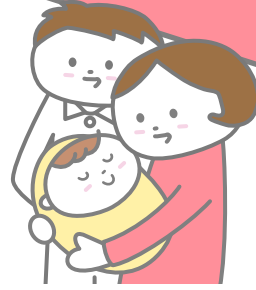




赤ちゃんが 産まれたら



出生届

産まれた日を含めて14日以内に届け出てください。

持ち物

①出生届 ②母子健康手帳

※出生届は、父母の本籍地、父母の所在地、こどもが産まれたところのいずれかの市区町村役場へ提出できます。

申請場所

戸籍住民課、各地域振興局地域住民課

●お問い合わせ先

戸籍住民課 TEL: 0598-53-4052

公的医療保険の加入

公的医療保険制度とは、医療が必要な状態になったときに医療費の一部を負担してくれる制度です。

※国民健康保険に加入する場合は出生後14日以内に届出をしてください。

※職場等の健康保険加入者の場合、加入されている健康保険の保険者へお問い合わせください。

●申請場所・お問い合わせ先

国民健康保険に加入する場合

保険年金課 国民健康保険係 TEL: 0598-53-4043

こども医療費助成

市内在住の18歳年度末までのこどもを対象に医療機関で受診された医療費の助成を行っています。

持ち物

- ①子の加入健康保険の資格確認書等
 - ②保護者名義の普通預金通帳
 - ③子・保護者のマイナンバーが確認できるもの
 - ④同意書(市で所得・課税状況の確認ができない方)
 - ⑤限度額適用認定証、標準負担額減額認定証(加入の健康保険から交付を受けている方のみ。ただし、マイナ保険証の方は不要。)
- ※保護者の所得に関係なく助成が受けられます。
※生活保護法による保護を受けていない方が対象です。

申請場所

保険年金課 福祉医療係、各地域振興局地域住民課

●お問い合わせ先

保険年金課 福祉医療係 TEL: 0598-53-4046



児童手当

児童手当は、18歳年度末までの児童を養育している方に支給されます。
児童を養育している親等が住所地の市区町村へ申請してください。

- 持ち物** ①請求者名義の口座がわかるもの(請求者とは、父母のうち所得が高い方)
②配偶者のマイナンバーが確認できるもの(住民票が市外の場合)
③児童のマイナンバーが確認できるもの(住民票が市外の場合)

申請場所 こども未来課、各地域振興局地域住民課

●お問い合わせ先 こども未来課 こども手当・給付係 TEL:0598-53-4081

産婦健康診査

「母子保健のしおり」にある「産婦健康診査受診票」を使って産後8週間以内に三重県内の産科医療機関等で2回健診の助成が受けられます。

県外で産婦健康診査を受ける場合

里帰り等で三重県外の産科医療機関で産婦健康診査を受診された場合でも、受診後の申請により費用の全部または一部を助成しています。受診医療機関窓口で健診費用を支払い後、最後に受診した日から6か月以内に申請してください。

赤ちゃん訪問

生後1か月～4か月の間に、保健師・看護師等の専門職による家庭訪問を実施しています。体重・身長伸びの確認や、育児で気になることをご相談ください。事前に電話で訪問日の調整をします。市外の里帰り先に訪問を希望の場合はお問い合わせください。面談・訪問終了後には、「ひよこギフト5万円」を申請していただけます。

子育て世帯訪問支援事業（子育て支援型）

妊娠・出産・子育てに対して不安や負担を抱え、日常生活に支援を必要とする方の家事や育児等を支援します。

対象 松阪市に住民票があり、出産・育児に対する不安、負担感を抱える妊婦または、産後1年6か月までのこどもを養育する家庭

内容 ・家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等)
・育児、養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助)
・子育て等に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援等に関する情報提供など

利用方法 1時間あたり自己負担額1,000円で20回まで利用可能です。
詳しくはお問い合わせ先にご相談ください。

●お問い合わせ先 こども家庭センターこども家庭支援係 TEL:0598-30-8666



産後ケア事業

産科医療機関等やご家庭において、お母さんの体調管理・乳房のケア・授乳方法・沐浴等の育児方法の指導・育児の相談・生活のアドバイスを行います。

対象 松阪市に住民票があり、産後ケアを必要とする産後1年未満の母親と子ども。

ケアの種類	内容	自己負担金		利用期間
		5回目まで (公費助成あり)	6・7回目	
宿泊型	医療機関や助産所に宿泊し、ケアや指導を受けます。食事は1日3食付。	1,000円	3,500円	宿泊型と通所型と訪問型を合わせて7日間。連続の利用ではなくてもかまいません。
通所型	医療機関や助産所に通い、ケアや指導を受けます。時間は9時00分～17時00分までの約8時間。食事は1日1食付。	0円	2,500円	
訪問型	助産師等がご家庭に訪問しケアや指導を行います。時間は9時00分～17時00分までの間の約2時間。	0円	1,200円	

※申請時点で住民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料です。

協力機関一覧

協力機関名	所在地 電話番号	条件等	産後ケアの種類		
			宿泊型	通所型	訪問型
ナオミレディースクリニック	松阪市深長町823番地 TEL:0598-63-0101	自施設で出産した産婦のみ	○ 4か月未満	○ 4か月未満	
南産婦人科	松阪市下村町1041番地 TEL:0598-29-2020	他施設で出産した産婦も可	○ 3か月未満	○ 3か月未満	
ヤナセクリニック	津市乙部5番3号 TEL:059-227-5585	他施設で出産した産婦も可	○ 4か月未満	○ 4か月未満	
セントローズクリニック	津市新町一丁目5番16号 TEL:059-221-5555	他施設で出産した産婦も可	○ 4か月未満	○ 4か月未満	
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5 TEL:059-259-1211	自施設で入院継続の児または産婦のみ	○ 期間は要相談		
菊川産婦人科	伊勢市一之木5丁目15-5 TEL:0596-23-1515	自施設で出産した産婦のみ	○ 4か月未満	○ 4か月未満	
澄助産院	松阪市船江町566 TEL:080-2587-1863	他施設で出産した産婦も可	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	
とちの実助産処	松阪市虹が丘町21-2 TEL:090-4255-1228	他施設で出産した産婦も可		○ 1年未満 (4か月以上要相談)	
助産院Raccoon	松阪市久保町1503番地11 TEL:090-9885-7329	他施設で出産した産婦も可		○ 1年未満 (4か月以上要相談)	
くつろか助産院	津市久居東鷹跡町185番地8 TEL:059-255-3258	他施設で出産した産婦も可	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	
助産院ミモザ	津市青葉台2丁目10-7 TEL:090-5936-8094	他施設で出産した産婦も可		○ 1年未満 (4か月以上要相談)	
助産院エンジェルスマイルモモ	伊勢市佐八町2022番地1 TEL:0596-39-1135	他施設で出産した産婦も可	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	
産前産後ケアサポートハウスせいりき	伊勢市小俣町明野368番地 TEL:0596-72-8814	他施設で出産した産婦も可	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	
三重県助産師会所属助産師					○ 1年未満

利用方法 お問い合わせ先にご相談ください。

●お問い合わせ先 子育て家庭センター母子保健係 TEL:0598-20-8087